

被扶養対象者状況調査書(現況届)

※押印不要の為、下記確認欄に☑が必要です。

決	常務理事	事務長	事務次長	担当
裁				

被扶養者届及び被扶養者申請書附属調書

被保険者の	記号 番号	氏名	住所
被扶養者の認定を受ける者の	氏名	性別 男・女	生年月日 昭・平・令 ・
		被保険者との続柄	住所

扶養の理由

1. 扶養するまでの経過 (申請するまでの「被扶養者の認定を受ける者」の状態)

2. 被保険者が扶養しなければならない理由 (参考)障害等で就労できない場合もこちらに状況を詳しく記入

3. 「被扶養者の認定を受ける者」が【親】や【兄弟姉妹】の場合、被保険者以外に扶養義務のあるものがないか (参考)「注意事項3」確認。妻・子の場合は記入不要

収入の有無

4. 今年の収入について (参考)有・無に☑ ⇒ 有の場合、詳細を記入

有 ① 1月～現在までの収入(パート等) 円 合計 円

無 ② 今後の収入見込額 円

5. 商業を営んで得る収入について (参考)有・無に☑ ⇒ 有の場合、詳細を記入

有 ① 営業の場所 居住地と同じ 別の場所 ③ 1か月の売上 円

無 ② 営業の内容 ④ その他

6. その他の収入について (参考)有・無に☑ ⇒ 有の場合、詳細を記入

有 ① 退職金(年 月 日退職) 円 ④ 株式売却等投資所得(年) 円

無 ② 家賃等不動産収入(1か月) 円 ⑤ 利子、配当(年) 円

③ 山林収入(年) 円 ⑥ 農業収入(年) 円

7. 年金、恩給について (参考)有・無に☑ ⇒ 有の場合、詳細を記入

有 ① 名称 年額 円

無 ② 名称 年額 円

8. 雇用保険失業給付について (参考)有・予定に☑ の方は 詳細を記入

受給申請はいたしません。

有 予定 ① 支給期間 年 月 から 年 月 まで

② 支給金額 月額 円 合計 円

③ 受給終了日 年 月 日

9. 生活保護法の扶助について (参考)有・無に☑ ⇒ 有の場合、詳細を記入

有 ① 生活扶助 円 合計 円

無 ② 医療扶助 円

※別居の方のみ

10. 同居していない理由

11. 別居先にはどなたが暮らしていますか (参考)いずれか☑ ※被保険者からみた続柄で表示

被扶養者の認定を受ける者のみ 被扶養者の認定を受ける者及び以下の者

夫 妻 子 兄弟姉妹 孫 その他()

12. 送金状況について➡別途【扶養に関する申立書】に詳細記入してください (参考)①は記入、②はいずれか☑

① 被扶養者の認定を受ける者へ、毎月 円

② 送金方法 銀行振込(控え 有 無) 現金書留(控え 有 無)

確認欄

この届出については、①または②の要件を満たしたものである。※☑をお願いします。

①申請者本人(被保険者)が作成したものである。

②記載内容については誤りがないか申請者本人が確認している。

◎必ずすべて記入して下さい。未記入箇所がある場合、扶養認定ができないことがあります。

★添付書類は裏面(次頁)参照

- (注意事項)
- ◎続柄には、実母・義母・長女・妻の連れ子等、続柄を詳しく記入してください。
- (1.について)勤めていた者は、会社名、所在地、勤続年数(年 月から 年 月まで)を、商業・農業に従事していた者は、従事しなくなった事情を記入
- (2.について)障害等ある方は、現在の状況を記入
- (3.について)例えば母を扶養する場合、被保険者に兄・姉がいて、被保険者と複数人で月々の生活費を出しあっているようなときはその状況や援助金額等を詳しく記入
- (4.について)1月から現在までの収入については、会社勤務の実績のある者は当該期間の給与明細または源泉徴収票等を添付

事業主証明欄

上記の通り、相違ないことを証明します。

(千 -) 令和 年 月 日提出

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

電話番号 TEL ()

被扶養者認定申請時必要添付書類

		対象者	収入要件	備考
被扶養者の範囲	被保険者と同一世帯でなくても良い人	・配偶者 ・子(※1)、孫、兄弟姉妹 ・父母、祖父母などの直系尊属	対象者の年間収入が130万円(60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は180万円)未満で、被保険者の収入の2分の1未満であること	※1子を扶養する場合で、当組合の被扶養者でない配偶者に収入がある場合は、「夫婦共同扶養」に該当のため、別途調査が必要となります。 表下段の「夫婦共同扶養」を参考に、配偶者の収入のわかるものを添付してください。
	被保険者と同一世帯が条件の人	・義父母 ・他の三親等以内の親族	※別居の場合は、対象者の年間収入が130万円(60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は180万円)未満で、その額が被保険者からの仕送額より少ないこと	

下記の添付書類等の他、個々の事由により健康保険組合が必要と認めた証明書等を別途提出いただくことがあります。

※必要添付書類は「事業主経由」にてすべて揃った状態で、原則事実発生日より5日以内に提出してください。(健康保険法施行規則第38条)

※健保組合が提出を求める必要添付書類の提出がない場合は、被扶養者資格申請が無効・取り消しとなります。(健康保険法施行規則第50条)

★この表の見方★ ①必ず提出する書類(全年齢) → ②収入について該当箇所を確認(中学卒業後の15歳以上) → ③状況に応じて該当箇所を確認(全年齢)

		必要書類	備考	書類の入手先	
① 必須	全年齢	●必ず提出する書類			
		・健康保険被扶養者(異動)届	※所定用紙	当健保組合HPまたは勤務先	
		・被扶養対象者状況調査書(現況届)	※所定用紙	当健保組合HPまたは勤務先	
② 収入	※15歳以上・収入なし	◇高校・大学・各種学校・予備校生	・在学証明書(原本) または、学生証(写し)	※在学証明書は直近3か月以内発行のもの ※学生証は当年度発行または有効期限がわかるもの	学校など
		◇無職・無収入 ※無職・宅浪等、病気療養以外の方	・所得証明書(原本)または、課税・非課税証明書(原本)	※直近3か月以内発行で、金額等省略のないもの	市区町村等
		◇前職退職による雇用保険関連	・健康保険資格喪失証明書(原本)	※前職を退職した場合	退職した会社または健保組合
		・受給する意志あり	・雇用保険受給者資格証(写し・両面)	*60歳以上、障害者の方で5,000円以上は認定不可 ※日額が3,612円以上の場合は認定できません。	ハローワーク
		・受給終了した	・雇用保険受給者資格証(写し・両面)	※受給(支給)終了の記載のあるもの	ハローワーク
		・受給しない ・受給資格なし ・延長している	・退職証明書(原本) または、健康保険資格喪失証明書(原本)		退職した会社 退職した会社または健保組合
	15歳以上・収入あり	◆勤労収入がある方 (パート・アルバイト含む)	・給与明細書(写し) または、給与支払証明書(原本)	※連続した直近3か月分で、対象者氏名・社名・金額がわかるもの ※勤務先発行の「給与支払証明書」は社印が押印されたもの	勤務先
		◆健康保険関連 ・「傷病手当金」または「出産手当金」	・所得証明書(原本)または、課税・非課税証明書(原本)	※直近3か月以内発行で、金額等省略のないもの	市区町村等
		◆前職退職による雇用保険関連 ・受給中	・支給決定通知書等(写し)	*60歳以上、障害者の方で5,000円以上は認定不可 ※日額が3,612円以上の場合は認定できません。	健康保険組合または勤務先
		◆自営業者 (個人事業主・不動産管理者・農業等)	・雇用保険受給者資格証(写し・両面)	*60歳以上、障害者の方で5,000円以上は認定不可 ※日額が3,612円以上の場合は認定できません。	ハローワーク
		◆年金受給者 (国民・厚生・共済・基金・遺族・障害・企業・個人・恩給等すべての年金)	・確定申告書(写し)	※税務署提出の一式すべて ※従業員を雇って給料賃金を支払っている自営業者の方は認定できません。	税務署
		◆最新の支払通知書(写し)	・所得証明書(原本)または、課税・非課税証明書(原本)	※直近3か月以内発行で、金額等省略のないもの	市区町村等
③ 状況	全年齢	結婚による申請	・年金改定通知書(写し) または、振込通知書(写し)	※毎年6月に発送される直近のもの ※紛失の場合は再交付可能	年金事務所
		出生による申請	・最新の支払通知書(写し)	※関係書類一式(ただし、一括による臨時収入の場合は不要)	関係先
		ひとり親による申請	・婚姻日が確認できる書類(原本) (受理証明書・戸籍全部事項証明書等)	※直近3か月以内発行のもの	市区町村等
		収入増等による扶養異動の方の申請 ※夫→妻 ※妻→夫	・母子手帳(写し)	※住民票が間に合わない場合のみ対応とし、後日住民票(原本)提出が必須	関係機関
		被保険者と別居している人の申請 ※単身赴任・学生の場合は不要	・生計維持関係の確認書(原本)	※当健保組合記入見本あり	当健保組合
		被保険者以外に扶養義務者がいる場合 ※「母」「兄弟姉妹」「祖父母」等の申請	・被扶養対象者状況調査書(現況届)	※所定用紙にて未就学児も含め全年齢提出	当健保組合HPまたは勤務先
		障害者の方の申請	・被扶養者削除証明書(写し)		勤務先または健康保険組合
		病気療養中の方の申請	・夫と妻の収入を証明する書類	※「夫婦共同扶養」参考に、夫と妻の2人分	関係機関
		ワーキングホリデーの方の申請	・直近3か月以上の送金証明書類(写し) 「送金者名・受取人名・送金日・送金額」がわかるもの	※通帳の写しの場合は該当箇所以外黒塗り可 ※「被保険者の仕送り額>別居被扶養者の収入」であることを証明	金融機関等
		外国籍の方の申請	・扶養義務者の収入を証明する書類	※「夫婦共同扶養」または「優先扶養義務」参考	関係機関
		事業を廃業した方の申請	・障害者手帳/療育手帳等(写し)	※手帳名・対象者氏名・有効期限等わかるページすべて ※年金受給中の方は、◆年金受給者の必要書類も必須	市区町村等

夫婦共同扶養	※「夫婦共同扶養」の場合の追加提出書類(当組合の被扶養者でない配偶者がいる場合)	【考え方】 夫婦共働きの場合は、原則年間収入の多い方の扶養となる。 ただし、夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。
	①前年度所得証明書(原本)または、課税・非課税証明書(原本) ※直近3か月以内発行で、金額等省略のないもの ②当年度給与明細書の写し(連続した直近3か月分) ③賞与明細書の写し(直近支給分) ※賞与がない場合は、②の余白にその旨記入してください。 (注意)②③は事業主による「給与支払(予定)証明書」(原本・社印あり)の提出でも可	

優先扶養義務	※「優先扶養義務」の場合の追加提出書類(被保険者以外に優先扶養義務のある方がいないか確認が必要)	【考え方】 被保険者が「母」を扶養申請する場合は、「父」が「母」の優先扶養義務者となるため、謄本や収入関係書類によって「父」の状況確認。その後④にてその他家族の状況を確認し、被保険者が扶養する必要があるかどうかを総合的に判断する。
	「夫婦共同扶養」の①+②+③(該当者分 以下、Aの場合は「父」の分) ④世帯全員分の戸籍全部事項証明書(原本)または住民票(原本) ※直近3か月以内発行のもの 【優先扶養義務者の例】 A. 認定対象者が「母」の場合は、その配偶者である「父」 B. 認定対象者が「兄弟姉妹」の場合は、親である「両親」 C. 認定対象者が「祖父母」の場合は、子である「両親」	

【問い合わせ先】健保組合への問い合わせはメールにてお願いします。DM三井製糖グループ健康保険組合 kenpo@msdm-hd.com

【書類提出先】すべて事業主経由にて健保組合に提出となります。 ※任意継続被保険者のみ、健保組合へ郵送してください。